

# 徳島県個人情報保護審査会答申第143号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報訂正請求

令和元年8月8日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、『〇〇川の共同漁業権について（H〇. 〇. 〇協議書に対する回答）』（以下「本件事務連絡」という。）について、『県では当該漁業権を取り消すことはできません。』を『できます。』に訂正』を求める個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和元年9月5日、実施機関は、本件訂正請求に係る保有個人情報については、訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「本件決定」という。）を審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和元年9月9日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和2年2月5日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本来、「個人情報保護条例第31条の第2項の規定は、訂正する。」手続きが妥当であり、却下理由通知書は不作為である。

### 2 審査請求の理由

本件決定について、平成〇年〇月〇日の協議書の回答は、不作為と主張する。

〇〇川の中にある土地は、個人名義の土地で、公図にも記載された土地である。また、国土交通省（〇〇事務所）と覚書を交わした書類も添付した中で、漁業権を設定する行為自体間違いである。また、利害関係者から訴えられたら速やかに漁業権の廃

止手続をするのが妥当と主張する。速やかに本決定の取消しを求める。

県の「却下」見解は法的根拠がなく、県の事務的ミス<sup>ミ</sup>の責任を申請者に対して、無理知恵をする越権行為であり、県はそれを正当化するために、強引に却下する行為は、<sup>おうほう</sup>枉法行為そのものである。

また、県は、川底には権利が無いと主張するが、水面と接する約150mあまりの土地の淵があり、更には干潮時には1m以上突出すると主張し、本事件の決定の棄却を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりである。

本件訂正請求は、実施機関が審査請求人に対し、平成〇年〇月〇日付け事務連絡により〇〇川の共同漁業権について回答した本件事務連絡の内容の訂正を求めるものである。

審査請求人は、本件事務連絡のうち「県では当該漁業権を取り消すことはできません。」としている箇所を「県では当該漁業権を取り消すことはできます。」と訂正することを求めているものであるが、これは、当該漁業権の取扱いについて実施機関の見解を回答した部分であり、個人情報には該当しない。

以上により、訂正すべき個人情報ではないことから、条例第31条第2項の規定に基づき、本件決定を行ったものである。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書の「審査請求の趣旨及び理由」欄において、「却下理由通知書は不作為である」、「訂正却下理由通知書について、平成〇年〇月〇日の協議書の回答は、不作為と主張する」、「速やかに本決定の取消しを求める」、「本事件の決定の棄却を求める」など様々な主張をしているが、実施機関は第3の1のとおりとしている。

審査請求人の主張のひとつである「却下理由通知書は不作為である」の意味については、本件訂正請求に対する決定がなされていないとして不作為であるという意味と考えることもできるが、審査請求書の「1. 申立てに係る処分」欄には「条例第31条第2項の規定により、訂正をしない。と決定した」、「2. 審査請求についての裁決があったことを知った日」欄には「令和1年9月7日」と、それぞれ本件決定について言及していると認められる記載があることから、審査請求人は、本件請求に対して不作為があったと主張しているのではなく、本件決定の取消し又は変更を求めていると解するのが相当と考えられる。

## 2 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が第4で述べているとおり、審査請求人が実施機関から受け取った本件事務連絡の内容について訂正を求めたものであると認められる。

実施機関は、訂正を求められた部分は実施機関の見解を回答したものであり、保有個人情報には該当しないので非訂正とする本件決定を行っていることから、本件訂正請求に係る保有個人情報が訂正請求の対象となる保有個人情報に該当するかについて検討する。

## 3 訂正請求対象情報該当性について

条例第28条第1項の規定により訂正請求をすることができるのは、氏名、住所、年齢、生年月日等その性質上客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがある場合であって、評価・判断のように客観的な正誤の判定になじまない事項については訂正請求の対象とすることはできないと解される。

本件訂正請求に係る保有個人情報は、実施機関が平成〇年〇月〇日付けで審査請求人に発出した本件事務連絡の内容である。本件事務連絡は、実施機関が審査請求人から提出された協議書なる文書に対する回答を求められたことに対し漁業権の取扱いについて説明したもので、審査請求人が訂正を求めるのは、「県では当該漁業権を取り消すことはできません。」という部分である。

本件事務連絡は、審査請求人が所有権を主張している土地に関する漁業権について審査請求人宛回答したものであるため、文書自体については審査請求人に関する保有個人情報であると認められる。しかしながら、審査請求人が訂正を求める部分は実施機関の見解を述べたものであり、実施機関による評価・判断そのものであるため、条例第28条第1項に規定する訂正請求の対象となる保有個人情報には該当しないと認められる。よって、本件訂正請求に係る保有個人情報を訂正しないとした本件決定は妥当であると判断する。

## 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年2月 5日	諮問
令和4年5月13日	審議 (第141回審査会)
同 年6月10日	審議 (第142回審査会)

同 年7月22日	審議 (第143回審査会)
同 年9月16日	審議 (第144回審査会)

### 徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	令和4年8月1日から
遠 藤 理 恵 子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満 佐 子	四国大学名誉教授	令和4年7月31日まで